

東京都における公衆浴場の浴槽水質管理



東京都では、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」および「公衆浴場法施行細則」に基づき、浴槽水の管理が必要です。

浴槽水の水質管理について

① 浴槽水の条件（完全換水式・循環式共に下記の基準を満たすものを使用する）

項目	基準値
濁度	5度以下であること
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/l以下であること
大腸菌群数	1個/ml以下であること
レジオネラ属菌	検出されないこと

* 知事は基準に適合することが困難な場合であって衛生上危害を生じるおそれがないと認めるときは、濁度・過マンガン酸カリウム消費量の基準の全部又は一部を適用しないことができる。

② 浴槽水は1日に1回以上換水すること

③ 循環式の場合

レジオネラ属菌の検査を1年に1回以上行うこと

* その他 …… 遊離残留塩素濃度を0.4mg/l以上になるように保つこと
(難しい場合はレジオネラ属菌が検出されないように消毒し水質を維持すること)

④ 検査の記録は3年間保存

上記のような浴槽水質の検査・管理が必要になります

注意点

レジオネラ属菌の「検出されないこと」については、分析方法*においての定量下限値が10であるため、ここでの「検出されないこと」は「10未満CFU/100ml」と同義となります。①に検査頻度が定められていないのは、定期検査というものではなく、浴槽水の水質は基準に適合しているものを供給するということが大前提であるためです。

* 分析方法参照『公衆浴場における水質基準等に関する指針』
『新版レジオネラ症防止指針』

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、田沼**（フリーダイヤル0120-01-2590
内線318、224）までお気軽にお問い合わせください。

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④ 水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦ アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧ EU規制物質の化学分析